

各市町村認定こども園主管課長 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

「認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の公布について（通知）

県では、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」を踏まえ、県内の幼保連携型認定こども園（指定都市及び中核市に所在するものを除く）の設備及び運営に関する基準を条例で定め、また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）」を踏まえ、県内の認定こども園（指定都市に所在するものを除く）の設備及び運営に関する基準を条例で定めております。

今般、当該府省令等の改正に伴い、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 1 号。以下「基準条例」という。）」及び「認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 1 8 年条例 6 4 号。以下「認定こども園条例」という。）」を以下のとおり改正し、平成 2 8 年 6 月 2 8 日に公布したので通知します。

貴市町村におかれましては、管内の認定こども園に対して周知を図られるようお願いいたします。

記

1 改正内容

(1) 幼保連携型認定こども園

①朝夕等の職員配置の要件の弾力化

幼保連携型認定こども園における教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）について、常時 2 人以上の配置を基準上求めているが、基準条例第 6 条第 3 項本文により計算される職員数が 1 人となる朝夕など児童が少数である時間帯については、職員 1 人に限り保育教諭等に代え、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置することができる。

②小学校教諭等の有資格者の活用

基準条例第 6 条第 3 項の表の備考の 1 の規定に定める者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育教諭等に代えて置くことができることとする。この場合であっても、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、教育課程に基づく教育に関する業務には単独では従事できないものとする。

③認可に必要な加配人員における保育士資格要件の弾力化

幼保連携型認定こども園を 1 日につき 8 時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な職員に加えて追加的に職員を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない職員の範囲内について、保育教諭等を知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。

④②及び③の特例により職員に代えることができる者の総数は、各時間帯において必要となる職員の3分の1以下までである。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

①朝夕等の職員配置の要件の弾力化

幼保連携型以外の認定こども園において、職員を常時2人以上の配置することを基準上求められているが、認定こども園条例別表職員配置の項基準の欄第1号の規定により必要となる職員数が1人となる朝夕など児童が少数である時間帯については、職員1人に限り職員に代え、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置することができる。

②小学校教諭等の有資格者の活用

認定こども園条例別表職員配置の項基準の欄第1号に規定する職員数の算定において、認定こども園条例別表職員資格の項基準の欄第1号及び第4号の規定により置かなければならない保育士に代えて、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、認定こども園条例別表職員資格の項基準の欄第2号の規定により置かなければならない幼稚園教諭又は保育士に代えて小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者をそれぞれ職員として活用できることとする。この場合であっても、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、教育課程に基づく教育に関する業務には単独では従事できないものとする。

③認可に必要な加配人員における保育士資格要件の弾力化

認定こども園を1日につき8時間を超えて開所していること等により、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員により算出される職員の総数を超えるときは、追加的に確保しなければならない職員の範囲内で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。この場合であっても、当該者は、教育課程に基づく教育に関する業務には単独では従事できないものとする。

④②及び③の特例により職員に代えることができる者の総数は、各時間帯において必要となる職員の3分の1以下までである。

2 幼保連携型認定こども園における特例の運用に係る留意事項

(1) 特例により配置された小学校教諭等及び都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、基準条例第6条第3項本文に規定する職員の算定についてのみ保育教諭等に代えて計上することができるものであり、保育教諭の資格を得ることができるものではない。

(2) 知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者については、保育の質の確保の観点から次の者とする。

①保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年以上）

②子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

③家庭的保育者

「常勤で1年以上」とは、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務していることをいう。また、「保育業務に従事」とは、保育所等に勤務する保育士の補助を行うことをいい、具体例として、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日の対応、保育士との共同による保育の実施（散歩、外遊び、給食、昼寝等）等をいう。単なる事務を行っていた者は該当しない。

(3) 過去3年間の指導監査において、知事から勧告や改善命令を受けている認定こども園につ

いては、各特例の実施を認めないこととする。

(4) 各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育教諭以外の者を保育教諭とみなして必要な算定を行うこととしており、保育教諭以外の者を保育教諭とみなす場合であっても可能な限り、1名を超えた配置や保育教諭の処遇改善に配慮しながら実施すること。

(5) 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促していくこと。また、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として保育教諭等とみなされる者については、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得を促していくこと。

3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における特例の運用に係る留意事項

(1) 知事が幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者は、2(2)「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」と同様の取扱いとすること。

(2) その他留意事項についても、幼保連携型認定こども園の取扱いと同様とすること。

4 施行日

公布日を施行日とする。

<本件に関する担当>

保育推進班

電 話：043-223-2321

FAX：043-224-4085